

【第三の五居宅療養管理指導】

条 例	規 則	審査基準
<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第九十一条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それら</p>	<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防等に関する審査基準</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>五 居宅療養管理指導</p>

<p>を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第九十二条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 イ及びロに定めるとおりとする。</p> <p>イ 医師又は歯科医師 1以上</p> <p>ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師1以上</p> <p>三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス基準条例第六十六条第一項にいう指定介護予防訪問看護ス</p>		<p>1 人員に関する基準 (<u>基準条例第九十二条</u>)</p> <p>指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとしたものである。</p> <p>(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所</p> <p>① 医師又は歯科医師</p> <p>② 薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p> <p>(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(<u>介護予防基準条例第六十六条第一項</u>)にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この項において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職</p>
---	--	---

<p>テーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所看護職員1以上</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス基準条例第九十条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス基準条例第八十九条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第九十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第九十三条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>		<p>員</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 基準条例第九十三条は、指定居宅療養管理指導事業所については、</p> <p>① 病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であること。</p> <p>② 指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有していること。</p>
---	--	--

【第三の五居宅療養管理指導】

<p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第九十一条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆基準条例第99条</p> <p>第九条 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第九十七条に規定する運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等) ☆基準規則第28条</p> <p>第四条 <u>条例第九十九条において準用する条例第九条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織(指定居宅療養管理指導事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であって次に掲げる方法により提供する方法とする。</u></p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p>	<p>③ 指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。 としたものである。</p> <p>(2) 設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆第三の五の3の(5)</p> <p><u>基準条例第九条及び基準規則第四条は、指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅療養管理指導事業所の運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定居宅療養管理指導事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等につい</u></p>
---	---	---

	<p>イ <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された<u>条例第九十九条</u>において準用する<u>条例第九十九条</u>に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第三項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は第四項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、重要事項を第</p>	<p>て、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び<u>指定居宅療養管理指導事業者</u>双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
--	--	--

<p>(提供拒否の禁止) ☆基準条例第 99 条 <u>第十条</u> <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、正当な理由なく<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供を拒んではならない。</p>	<p>一 項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第一項各号に規定する方法のうち<u>指定居宅療養管理指導事業者</u>が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の規定による承諾を得た<u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 提供拒否の禁止 ☆第三の五の3の(5) <u>基準条例第十条</u>は、<u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事</p>
--	--	--

【第三の五居宅療養管理指導】

(サービス提供困難時の対応) ☆基準条例第 99 条
第十一条 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認) ☆基準条例第 99 条
第十二条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難な場合である。

(3) サービス提供困難時の対応 ☆第三の五の3の(5)

指定居宅療養管理指導事業者は、基準条例第十条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合には、基準条例第十一条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(4) 受給資格等の確認 ☆第三の五の3の(5)

① 基準条例第十二条第一項は、指定居宅療養管理指導の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。

<p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、<u>指定居宅療養管理指導</u>を提供するように努めなければならない。</u></p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆ 基準条例第 99 条</p> <p>第十三条 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が</u></p>		<p>② <u>基準条例第十二条第二項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>指定居宅療養管理指導事業者は、これに配慮して<u>指定居宅療養管理指導</u>を提供するように努めるべきことを規定したものである。</u></u></p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助 ☆ 第三の五の 3の(5)</p> <p>① <u>基準条例第十三条第一項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、<u>指定居宅療養管理指導</u>の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、<u>指定居宅療養管理指導事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</u></u></p> <p>② <u>基準条例第十三条第二項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該<u>更新認定</u>が申請の日から30日以内に行われることとさ</u></p>
---	--	--

終了する30日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

れていることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(心身の状況等の把握) ☆基準条例第 99 条

第十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。) 第二十六条第三項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携) ☆基準条例第 99 条

第七十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福

<p>祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆<u>基準条例第 99 条</u></p> <p><u>第十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。</u></p> <p>(身分を証する書類の携行) ☆<u>基準条例第 99 条</u></p> <p><u>第十九条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</u></p>		<p><u>参考</u>：「施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画(ハ)及び被保険者(利用者)が自分で作成し、市町村に届け出た計画(ニ)をいう。</p> <p>(8) <u>身分を証する書類の携行 ☆第三の五の3の(5)</u></p> <p><u>基準条例第十九条は、利用者が安心して指定居宅療養管理指導の提供を受けられるよう、指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととし</u></p>
---	--	---

<p>(サービスの提供の記録) ☆基準条例第 99 条</p> <p>第二十条 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</u></p>		<p>たものである。この証書等には、当該<u>指定居宅療養管理指導事業所</u>の名称、当該<u>居宅療養管理指導従事者</u>の氏名を記載するものとし、当該<u>居宅療養管理指導従事者</u>の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(9) サービスの提供の記録 ☆第三の五の3の(5)</p> <p>① <u>基準条例第二十条第一項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第二十条第二項は、当該指定居宅療養管理指導の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p>
---	--	---

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、基準条例第九十八条第二項の規定に基づき、当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 利用料等の受領

- ① 基準条例第九十四条第一項及び第四項の規定は、基準条例第二十一条第一項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一〔訪問介護〕の3の(10)の①及び④を参照されたい。

第三の一の3 (10)より

- ① 基準条例第九十四条第一項は、指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅療養管理指導についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割（法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

参考：法第五十条、第六十条、第六十九条第三項の規定とは、次のようなものである。

ア 法第五十条、第六十条は、厚生労働省令（施行規則）で定める特別の事情（災

(利用料等の受領)

第九十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

【第三の五居宅療養管理指導】

害等)により、サービス費用の1割又は2割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。

イ 法第六十九条第三項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。

② 基準条例第九十四条第二項の規定は、基準条例第七十一条第二項の規定と基本的に同趣旨であるため、**第三の三**〔訪問看護〕の**3の(2)**の②を参照されたい。

第三の三の3(2)より

② **基準条例第九十四条**第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない**指定居宅療養管理指導**を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである**指定居宅療養管理指導**に係る費用の額と、医療保険給付〔中略〕の対象となる健康保険法**又は高齢者医療確保法**上の**指定居宅療養管理指導**の費用の額との間に不合

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

【第三の五居宅療養管理指導】

理な差異を設けてはならないこととしたものであること。

なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付〔中略〕の給付対象となる居宅療養管理指導と明確に区分されるサービスについては、**第三の一〔訪問介護〕の3の(10)の②**のなお書きを参照されたいこと。

第三の一の3 (10)より

② 〔略〕

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定居宅療養管理指導のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定居宅療養管理指導の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定居宅療養管理指導事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定居宅療養管理指導の事業の会計と区分されていること。

③ **基準条例第九十四条**第三項は、指定居宅療養管理指導の提供に関して、**基準条例第**

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の

【第三の五居宅療養管理指導】

<p>提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>基準条例第99条</u> <u>第二十二條</u> <u>指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</u></p>		<p><u>九十四条第一項及び第二項</u>の利用料のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費（通常の事業の実施地域内の交通費を含む。）の額を支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>第三の一の3 (10)より</p> <p>④ <u>基準条例第九十四条</u>第四項は、<u>指定居宅療養管理指導事業者は、基準条例第九十四条第三項</u>の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(11) <u>保険給付の請求のための証明書の交付</u> ☆<u>第三の五の3の(5)</u> <u>基準条例第二十二條は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記</u></p>
---	--	--

<p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p> <p>第九十五条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十六条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p> <p>3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p>	<p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第二十五条 条例第九十六条第一項の指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等につ</p>	<p>載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針</p> <p>指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、<u>基準条例第九十六条及び基準規則第二十五条</u>の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要介護者に対して行うものであり、サービスの提供状況に応じた指導又は助言が行えるよう日頃から居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者と連携を図ること。</p> <p>② 指定居宅療養管理指導事業者は、要介護者にサービスを提供している事業者に対して、サービス担当者会議への参加や文書の交付</p>
---	---	--

【第三の五居宅療養管理指導】

	<p>いて、理解しやすいように指導又は助言を行う。</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行う。</p> <p>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに</p>	<p>等を通じ、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。</p> <p>③ 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士及び看護職員は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。</p>
--	--	---

	<p>診療録に記録する。</p> <p>2 条例第九十六条第二項の指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。 四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。 <p>3 条例第九十六条第三項の指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サー 	
--	---	--

<p>(利用者に関する市町村への通知) ☆基準条例第99条</p> <p>第二十七条 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p>一 正当な理由なしに<u>指定居宅療養管理指導</u>の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>ビス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。</p>	<p>(14) 利用者に関する市町村への通知 ☆第三の五の3の(5)</p> <p><u>基準条例第二十七条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第二十二條第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四條に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定居宅療養管理指導事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</u></p>
--	---	---

<p>(管理者の責務) ☆<u>基準条例第99条</u></p> <p><u>第五十七条</u> <u>指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業員の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第九十七条</u> 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p><u>第二十六条</u> 条例第九十七条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p><u>五 苦情処理に関する事項</u></p> <p><u>六 虐待防止に関する事項</u></p> <p>七 その他運営に関する重要事項</p>	<p>(4) 管理者の責務 ☆<u>第三の五の3の(5)</u></p> <p><u>基準条例第五十七条は、指定居宅療養管理指導事業所の管理者の責務を、指定居宅療養管理指導事業所の従業員の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業員に基準条例の第六章第四節(運営に関する基準)及び基準規則第二十五条から第二十八条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</u></p> <p>(3) <u>運営規程(基準条例第九十七条及び基準規則第二十六条)</u></p> <p><u>基準条例第九十七条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、基準規則第二十六条第一号から第七号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務づけたものであること。なお、第四号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、看護職員)ごとの種類を規定するものであること。</u></p>
--	---	---

第三の一の3 (17)より

〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

① 〔略〕

② 利用料その他の費用の額（[基準規則第二十六條](#)第四号）

「利用料」としては、法定代理受領サービスである[指定居宅療養管理指導](#)に係る利用料（1割負担又は2割負担）及び法定代理受領サービスでない[指定居宅療養管理指導](#)の利用料を、「その他の費用の額」としては、[基準条例第九十四條](#)第三項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること〔以下略〕。

③ 〔略〕

④ [苦情処理に関する事項（基準規則第二十六條第五号）](#)

[苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること](#)〔以下略〕。

⑤ [虐待防止に関する事項（基準規則第二十六條第六号）](#)

六条第六号)

従業者に対する研修、苦情処理の体制整備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指すものであること〔以下略〕。

(19) 勤務体制の確保等 ☆第三の五の3の(5)

基準条例第三十二条は、利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従事者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、(略)等を明確にすること。
- ② 基準条例第三十二条第二項は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者によって指定居宅療養管理指導を提供すべきことを規定したものであるが、指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある居宅療養管理指導従事者を指すものであること。〔以下略〕
- ③ 基準条例第三十二条第三項は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者たる居宅

(勤務体制の確保等) ☆基準条例第 99 条

第三十二条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知

症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

療養管理指導従事者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。

第三の五の3 (5)より

② 準用される基準条例第三十二条については、居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならないものであること。

(衛生管理等) ☆基準条例第99条

第三十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(20) 衛生管理等 ☆第三の五の3の(5)

基準条例第三十三条は、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従事者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従事者が感染源となることを予防し、また居宅療養管理指導従事者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

<p>(掲示) ☆<u>基準条例第 99 条</u></p> <p><u>第三十四条</u> <u>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</u></p> <p>(秘密保持等) ☆<u>基準条例第 99 条</u></p> <p><u>第三十五条</u> <u>指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p>		<p>(21) 秘密保持等 ☆<u>第三の五の3の(5)</u></p> <p>① <u>基準条例第三十五条第一項は、指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第三十五条第二項は、指定居宅療養管理指導事業者に対して、過去に当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従事者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするも</u></p>
---	--	--

3 指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆
基準条例第 99 条

第三十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理) ☆基準条例第 99 条

第三十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

のである。

③ 基準条例第三十五条第三項は、居宅療養管理指導従事者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定居宅療養管理指導事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆第三の五の3の(5)

基準条例第三十七条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(23) 苦情処理 ☆第三の五の3の(5)

① 基準条例第三十八条第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を

<p>めに、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村</u></p>		<p>処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>② <u>基準条例第三十八条第二項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定居宅療養管理指導事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定居宅療養管理指導事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。</u></p> <p>また、<u>指定居宅療養管理指導事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</u></p> <p>なお、<u>基準条例第九十八条第二項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>③ <u>基準条例第三十八条第三項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村につ</u></p>
--	--	---

<p>から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、提供した<u>指定居宅療養管理指導</u>に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆基準条例第 99 条 第三十九条 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定居宅療養管理指導</u>に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>		<p>いても国民健康保険団体連合会と同様に、<u>指定居宅療養管理指導事業者</u>に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>(24) 地域との連携 ☆第三の五の3の(5) 基準条例第三十九条は、基準条例第四条第二項の趣旨に基づき、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、市町村が、<u>老人クラブ</u>、婦</p>
---	--	---

<p>(事故発生時の対応) ☆基準条例第 99 条</p> <p>第四十条 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、利用者に対する<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、利用者に対する<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>		<p>人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業等が含まれるものである。</p> <p>(25) 事故発生時の対応 ☆第三の五の3の(5)</p> <p><u>基準条例第四十条</u>は、利用者が安心して<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。<u>指定居宅療養管理指導事業者</u>は、利用者に対する<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、<u>基準条例第九十八条</u>第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、<u>当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する<u>指定居宅療養管理指導</u>の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ<u>指定居宅療養管理指導事業</u></p>
---	--	--

<p>(会計の区分) ☆<u>基準条例第 99 条</u></p> <p><u>第四十一条</u> <u>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第九十八条</u> 指定居宅療養管理指導事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する規則</p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p> <p><u>第二十七条</u> 条例第九十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p>	<p><u>者が定めておくことが望ましいこと。</u></p> <p>② <u>指定居宅療養管理指導事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</u></p> <p>③ <u>指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</u></p> <p>(26) 会計の区分 ☆<u>第三の五の3の(5)</u></p> <p><u>基準条例第四十一条は、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、次の関係通知等によるものとする。</u></p> <p><u>介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成十三年三月二十八日 老振発第一八号 厚生労働省老健局振興課長通知)</u></p> <p>(4) 記録の整備</p> <p><u>基準条例第九十八条</u>第二項の指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、</p>
--	--	---

<p>で定める記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅療養管理指導を提供した日をいう。)から5年間保存しなければならない。</p> <p><u>(暴力団関係者の排除) ☆基準条例第 99 条</u> <u>第四十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、その運営について、暴力団関係者(大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。)の支配を受けてはならない。</u></p> <p>(準用)「☆基準第 99 条」と記載した条で読み替え <u>第九十九条 第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十五條まで、第三十七條</u></p>	<p>一 条例第九十九条において準用する条例第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 条例第九十九条において準用する条例第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 条例第九十九条において準用する条例第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 条例第九十九条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)「☆基準規則第 28 条」と記載した条で読み替え <u>第二十八条 第四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、</u></p>	<p>医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれるものであること。</p> <p><u>(27) 暴力団関係者の排除 ☆第三の五の3の(5)</u> <u>基準条例第四十三条は、指定居宅療養管理指導事業所を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。</u> <u>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員等について暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。(以下略)</u></p> <p>(5) 準用 ☆ <u>基準条例第九十九条及び基準規則第二十八条の規定により、基準条例第九条から第十四条まで、第十七條、第十九條、第二十条、第</u></p>
--	---	---

【第三の五居宅療養管理指導】

<p>から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条及び第七十条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第九十七条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十九条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p>	<p>同条第一項中「第九条」とあるのは、「第九十九条において準用する条例第九条」と読み替えるものとする。</p>	<p>二十二条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第五十七条及び第七十条の規定並びに基準規則第四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第三の一〔訪問介護〕の3の(1)から(5)まで、(8)、(9)、(11)、(14)及び(19)から(27)まで並びに第三の二〔訪問入浴介護〕の3の(4)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">① 基準条例第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十九条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えられること。② 準用される基準条例第三十二条については、居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならないものであること。
---	--	---